

# 令和6(2024)年度栃木県防災図上総合訓練企画運営業務委託公募型プロポーザル審査要領

## 第1 目的

令和6(2024)年度栃木県防災図上総合訓練企画運営業務の委託契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、提出された企画提案書を適正に評価するため、令和6(2024)年度栃木県防災図上総合訓練企画運営業務委託公募型プロポーザル審査要領を定める。

## 第2 審査会の設置

企画提案書の審査を行うため、令和6(2024)年度栃木県防災図上総合訓練企画運営業務委託公募型プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

### 1 構成

- (1) 審査会に委員を置き、別表1に掲げる者で構成する。
- (2) 審査会に会長を置く。なお会長は、危機管理防災局参事兼危機管理課長の職にある者をもって充てる。
- (3) 会長は、会務を総括する。

### 2 運営

- (1) 審査会は、会長が招集する。
- (2) 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- (3) 審査会は、会長を含む4名以上の委員が出席して開催するものとする。
- (4) 会長は、各委員の審査結果に基づき、委託契約候補者を選定する。
- (5) 審査会は、非公開とする。

### 3 守秘義務

会長及び委員は、審査会で知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 第3 審査

企画提案書の審査及び委託契約候補者の選定は、次の方法により行う。

- 1 企画提案書の審査は、審査会により行う。
- 2 審査会による審査は、次の方法により行う。
  - (1) 企画提案書の審査は、各委員が、企画書及び審査会にて実施するプレゼンテーションに基づき、別表2に規定する審査項目及び配点により採点を行う。
  - (2) 企画提案者の中で最高点と評した委員が最も多かった者を契約候補者とする。
  - (3) 上記(2)の場合において、該当する企画提案者が複数あった場合は、各委員による評価点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
  - (4) 上記(3)の場合において、平均点が最も高い者が複数あった場合は、委員会で審議の上、契約候補者を決定する。
  - (5) 提案者が1者の場合は、各委員の評価点の平均が60点以上である場合に限り、契約候補者とする。

## 第4 その他

この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は会長が定める。

(別表1) 審査会の構成

所属	役職	備考	
危機管理防災局	危機管理防災局参事兼危機管理課長	会長	
	消防防災課	課長	
	危機管理課	総務主幹	
		主幹	
		課長補佐（総括）	

(別表2) 1 審査項目及び配点表

区分	評価内容	評価点 【5段階】	加重比率	配点
企画提案	訓練の目的・内容を十分に理解し、仕様書を踏まえた提案内容になっているか。	5	2倍	10
	栃木県の被害想定等や地理的特性が考慮されているか。また、過去の災害の実例・教訓が反映されているか。	5	2倍	10
	県・茂木町共催図上訓練（状況付与型シミュレーション訓練）の手法や内容を把握し、的確な訓練を実施できるか。	5	3倍	15
	県災害対策本部事務局訓練（討議型訓練）の手法や内容を把握し、的確な訓練を実施できるか。	5	3倍	15
	事務局グループ別状況付与型訓練の資料作成、訓練方法の助言が的確に行えるか。	5	2倍	10
	今後の訓練や災害対応の改善に資する提案（マニュアルの改善点含む）を的確に行えるか。	5	2倍	10
業務遂行人員体制	業務実施のために必要な資料、専門家を有しているか。または必要な調査、聴取をする能力を有しているか。	5	2倍	10
類似業務実績	類似業務（災害対策本部事務局訓練の企画運営業務）を実施したことがあるか。	5	2倍	10
工程	業務の実施手順を的確に把握しているか。	5		5
見積額	無理な値下げをしていないか、金額が妥当か。	5		5
合計				100

(別表2) 2 評価基準

区分	評価点
優れている	5点
やや優れている	4点
普通	3点
やや劣る	2点
劣る	1点